

I 運航のしくみ

- 1 鳥取県消防防災ヘリコプター運航の概要
- 2 鳥取県消防防災航空センターの運航組織
- 3 鳥取県消防防災ヘリコプターの緊急運航に係る支援要請の概要
- 4 緊急運航に係る支援要請手続きフロー図
- 5 鳥取県消防防災ヘリコプター運航管理諸規程体系図
- 6 消防防災ヘリコプター無線通信体系図

1 鳥取県消防防災ヘリコプター運航の概要

1 活動体制

(1) 活動日 365日

(2) 運航時間

ア 原則として午前8時30分から午後5時15分（午後5時15分までに日没となる場合は日没）までとする。

イ 緊急時において、運航管理責任者が特に認める場合は、日の出から日没までとする。

ウ 大規模災害時において、総括管理者が特に認める場合は、夜間における災害応急対策活動を行う。（原則、市街地海岸線の地域に限る。）

2 運航

(1) 緊急運航

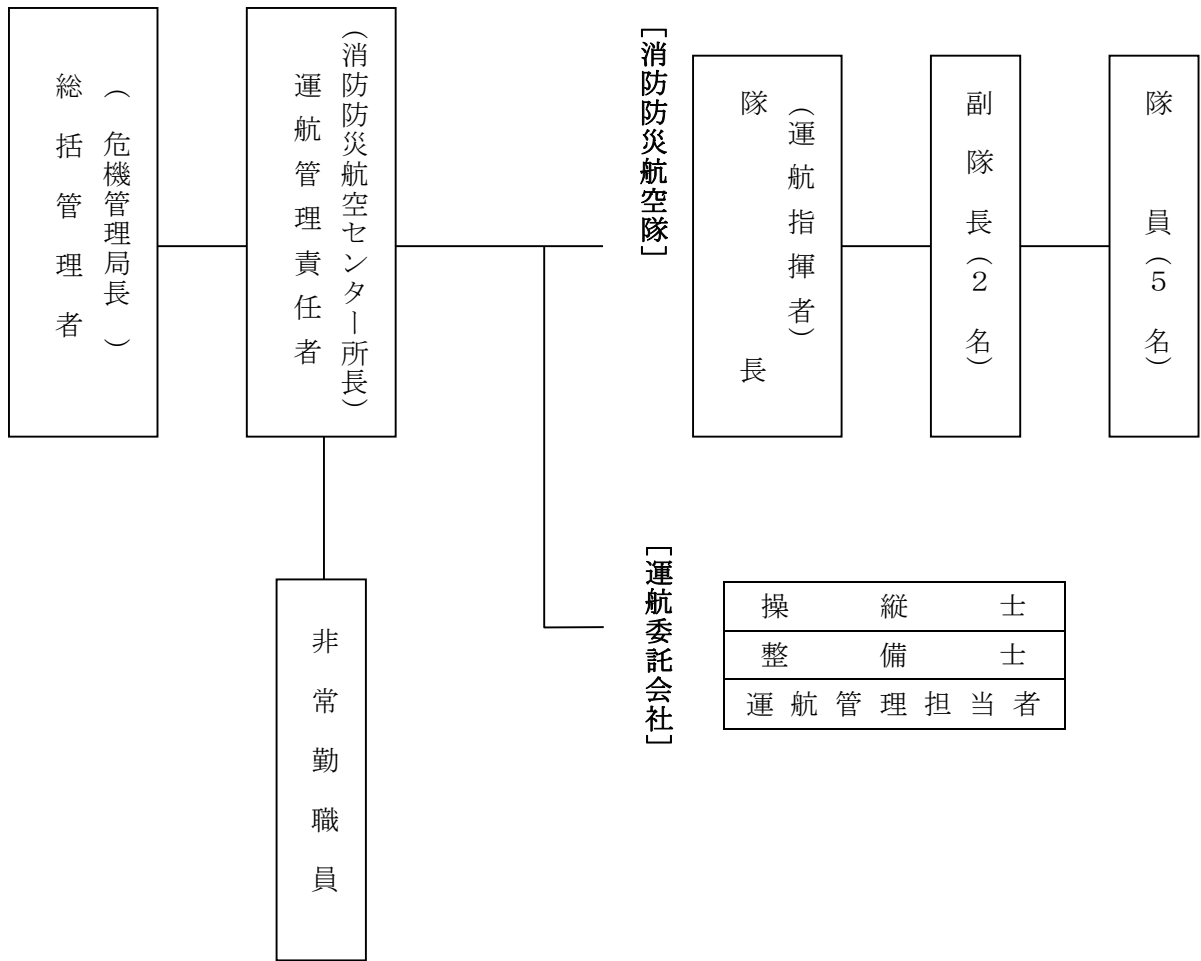
活動区分	活動内容
災害応急対策活動	1 被災状況等の調査及び情報収集活動 2 生活関連及び救援物資並びに人員等の搬送 3 災害に関する情報等の伝達広報活動 4 その他、特にヘリコプターによる災害応急対策活動が有効と認められる場合
火災防御活動	1 林野火災等における空中からの消火活動 2 被害状況調査及び情報収集活動 3 人員、資機材の搬送 4 その他、特にヘリコプターによる火災防御活動が有効と認められる場合
救急活動	1 交通遠隔地からの救急患者の搬送 2 傷病者発生地への医師及び医療器材の搬送 3 高度医療機関への傷病者の転院搬送 4 その他、特にヘリコプターによる救急活動が有効と認められる場合
救助活動	1 水難事故及び山岳遭難事故等における捜索・救助 2 高層建築物火災における救助 3 陸上からの接近が不可能な場所での救出 4 航空事故等での救助 5 その他、特にヘリコプターによる救助活動が有効と認められる場合
広域航空消防 応援活動	1 災害等に係る他県への広域応援活動

(2) 通常運航

活動区分	活 動	内 容
災害予防 対策活動	1 災害危険箇所等の調査	2 住民への災害予防の広報活動
	3 その他の災害予防活動	
教育訓練活動	1 各種防災訓練等への参加	2 自隊訓練
	3 その他の訓練活動	
一般行政活動	1 航空調査 2 各種広報	3 そ の 他

(3) 運航は、緊急運航を優先して行う。

2 鳥取県消防防災ヘリコプターの運航組織



鳥取県消防防災航空センターの職員配置状況

県職員	消防防災航空隊		運航委託会社		合計	
所長	1名	隊長	1名	操縦士	2名	17名
非常勤職員	2名	副隊長	2名	整備士	3名	
		隊員 (救急救命士3名)	5名	運航管理担当者	1名	

3 鳥取県消防防災ヘリコプターの緊急運航に係る支援要請の概要

1 緊急運航の原則

緊急運航については、「鳥取県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」、及び「災害時の相互応援に関する協定」並びに「鳥取県航空消防支援協定」の定めによるものとする。

2 緊急運航の要件

緊急運航は原則として、次のすべての要件を満たす場合に、消防防災ヘリコプターの運航を行うものとする。

- (1) 公共性 地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とすること。
- (2) 緊急性 差し迫った必要性があること。（緊急に活動を行わなければ、国民の生命、身体及び財産に重大な支障が生ずる恐れがある場合）
- (3) 非代替性 消防防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと。（既存の資機材、人員では十分な活動が期待できない、又は活動できない場合）

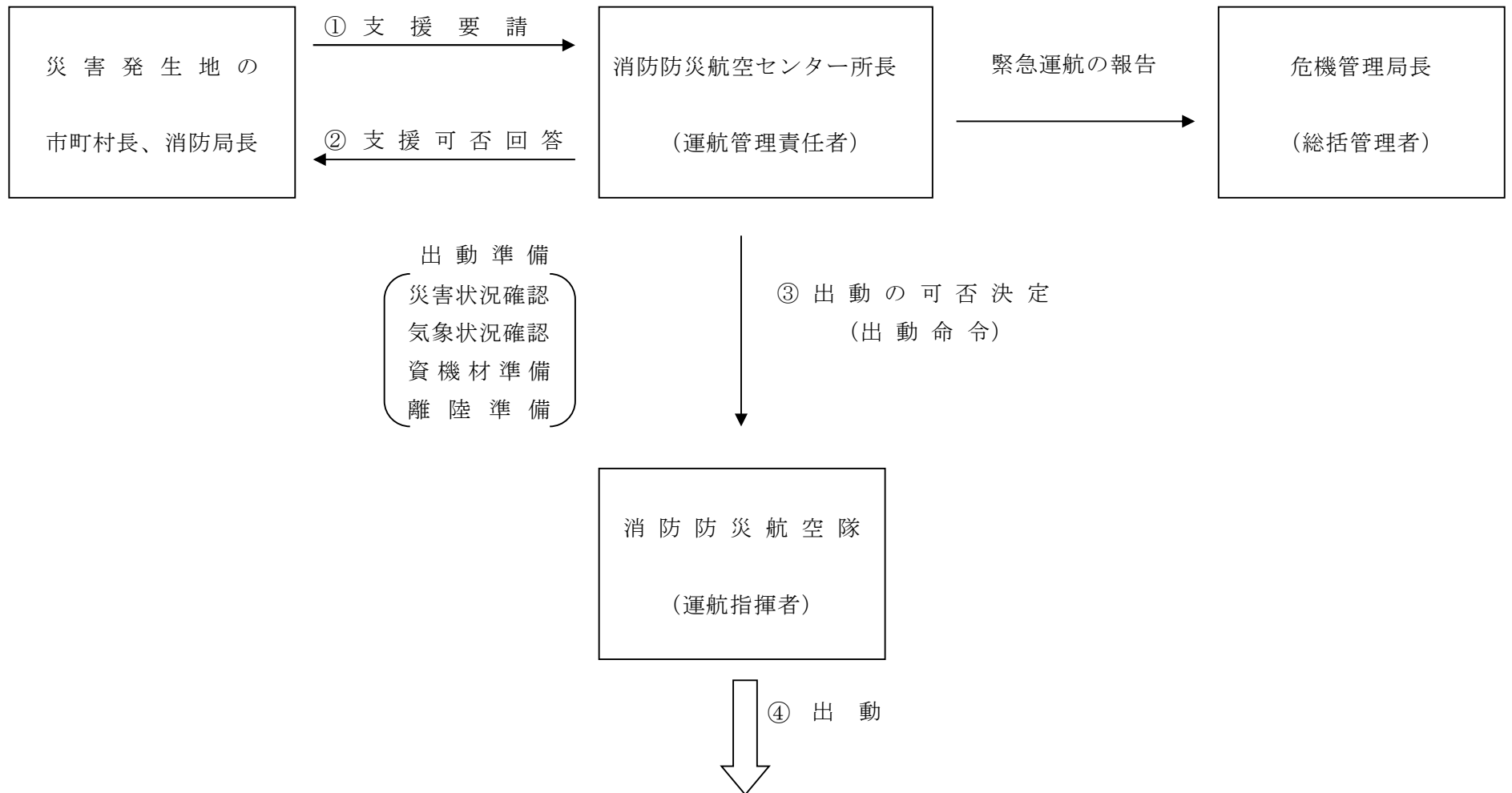
3 要請者

市町村長又は消防局長が緊急運航に係る要請を行うものとする。

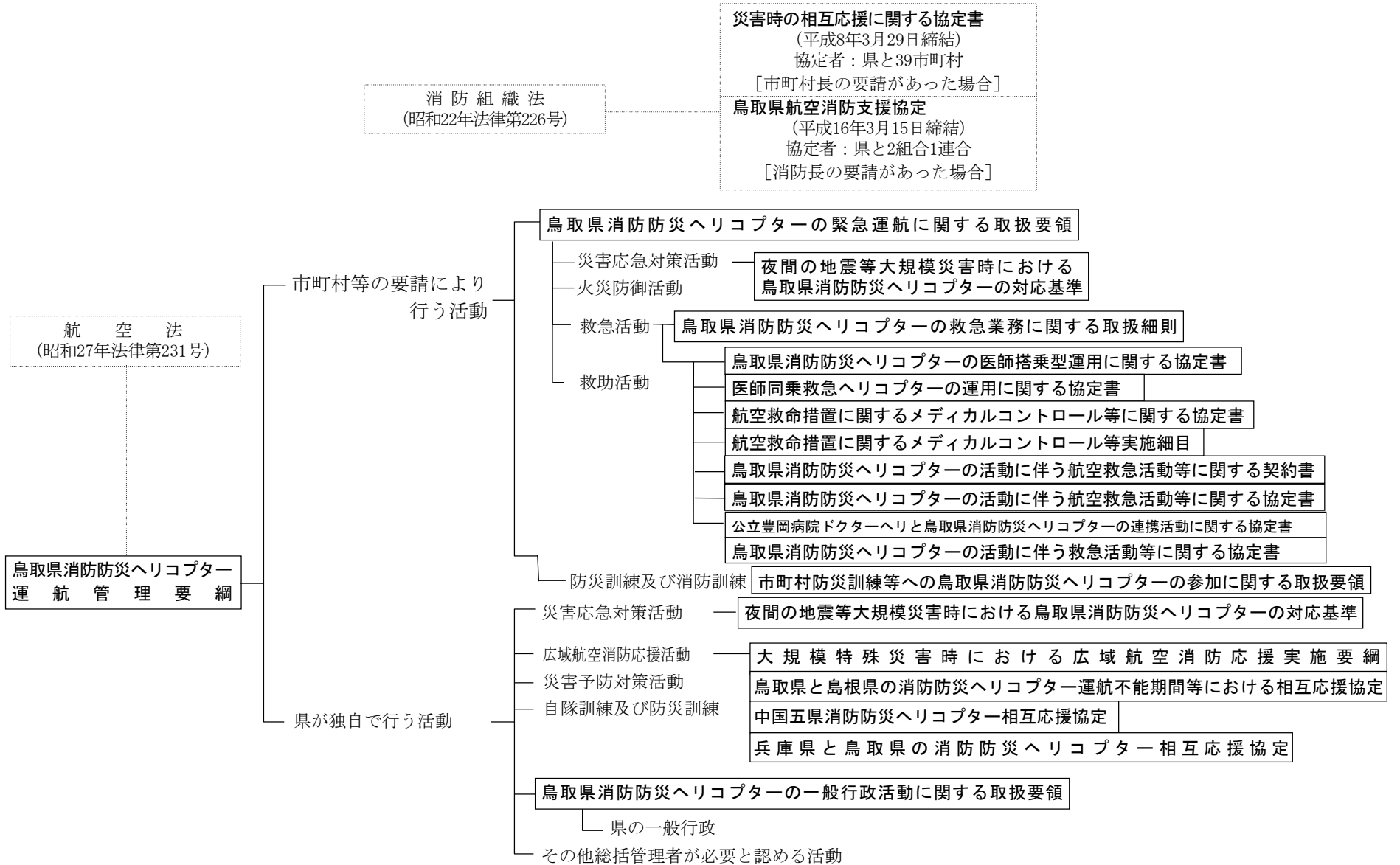
4 要請方法

緊急運航の要請は、鳥取県消防防災航空センターへ電話等により災害の種別及び場所等、必要な事項を明らかにして行うものとする。

4 緊急運航に係る支援要請手続きフロー図



5 鳥取県消防防災ヘリコプター運航管理諸規程体系図



- その他の協定
- ①災害時の相互応援に関する協定書（鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県／H7.7.13 締結）
 - ②中国・四国地方の災害時相互応援に関する協定書（H7.12.5 締結）
 - ③災害時の相互応援に関する協定書（兵庫県と鳥取県／H8.5.31 締結）
 - ④全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定（H8.7.18 締結）
 - ⑤鳥取県と徳島県との危機事象発生時相互応援協定（H23.11.18 締結）

6 鳥取県消防防災ヘリコプター無線通信体系図

